

令和元年11月15日
自動車局
環境政策課
審査・リコール課

災害時等において電気自動車等は「電源コンセント」が活用できます。

電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び一部のハイブリッド自動車は、外部電源用のコンセントを備えており、災害時等に「移動式電源」として活用することができます。その有効な活用を促進する観点から、主な電気自動車等について、コンセントの設置状況と使用方法をお知らせします。

今年の台風 15 号及び台風 19 号による被災地では、広範囲にわたる停電が発生し、地域の生活に大きな影響を及ぼしました。

電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車及びハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)は、車種によっては、100V 電源用コンセントを備え、そのまま使用できるものがあります。また、それ以外の車種においても、特定の機器の導入^{*}により、「移動式電源」として活用することが可能で、建物への給電や、100V 電源用コンセントの使用ができます。主な電気自動車等について、電源コンセントの設置状況と使用方法をとりまとめたものは、別紙のとおりです。
(^{*}メーカーオプション又は別売り。)

(注意事項)

- バッテリー容量は車種ごとに異なります。
- 浸水・冠水した車両は、感電・火災が発生するおそれがありますので、使用しないでください。

【参考1】「災害で停電！本当にクルマの電源で家電は使えるの?? 電気自動車、プラグイン・ハイブリッド車など計4種のクルマで検証しました」(JAF プレスリリース)

<https://jaf.or.jp/common/news/2018/20180316-01>

【参考2】「浸水・冠水被害を受けた車両のユーザーの方へ」(国土交通省プレスリリース)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr09_000100.html

【お問い合わせ先】

自動車局環境政策課 松川、^{たもぎ}田面木

代表:03-5253-8111 (内線:42504、42525)

直通:03-5253-8604、FAX:03-5253-1640

審査・リコール課 村井

代表:03-5253-8111 (内線:42302)

直通:03-5253-8594、FAX:03-5253-1640